

●「新たな措置（29）」に基づくもの

【短期滞在（短期商用）】（注）

※日本へ出張して行う業務連絡、商談、契約調印、アフターサービス、宣伝、市場調査等、日本での滞在日数が 90 日以内の報酬の伴わない活動。

- ①査証申請書（[英語](#)／[韓国語](#)）
- ②写真 1 枚（6 ヶ月以内に撮影されたもの。縦 45mm×横 35mm。頭頂から顎までが概ね 34mm）
- ③旅券及び身分事項頁の写し
- ④住民登録簿（抄）本、または住民登録証の両面の写し（韓国以外の国籍の方は、外国人登録証の両面の写し）
- ⑤受付済証
- ⑥申請人の所属会社からのレター（申請人の氏名・役職・在職期間、日本へのお出張目的・訪問先企業・出張期間が明記されたもの）
- ⑦日本側受入機関からの招聘理由書（[PDF](#)）
- ⑧日本側受入機関からの身元保証書（[PDF](#)）
- ⑨日本側受入機関からの滞在予定表（[PDF](#)）
- ⑩日本側受入機関の会社登記簿謄本（または「会社四季報」の写し）
- ⑪必要に応じ、その他渡航目的を証する書類

【短期滞在（観光）】（注）

※旅行の形態は、[旅行業法](#)に規定する旅行業者または旅行サービス手配業者を受入責任者とする添乗員付きのパッケージツアーのみ。また、対象者は、「[水際対策強化に係る新たな措置（28）](#)」に基づく「[青](#)」区分の国・地域から入国する外国人のみ。

- ①査証申請書（[英語](#)／[韓国語](#)）
- ②写真 1 枚（6 ヶ月以内に撮影されたもの。縦 45mm×横 35mm。頭頂から顎までが概ね 34mm）
- ③旅券及び身分事項頁の写し
- ④住民登録簿（抄）本、または住民登録証の両面の写し（韓国以外の国籍の方は、外国人登録証の両面の写し）
- ⑤受付済証
- ⑥旅行業者等が作成した書面（ツアー概要、参加者リスト、旅行日程表及び受け入れを行う日本側旅行業者等の連絡先、添乗員の在職証明書・連絡先が確認できるもの）

【短期滞在（短期商用、観光以外）】（注）

- ①査証申請書（[英語](#)／[韓国語](#)）
- ②写真 1 枚（6 ヶ月以内に撮影されたもの。縦 45mm×横 35mm。頭頂から顎までが概ね 34mm）
- ③旅券及び身分事項頁の写し
- ④住民登録簿（抄）本、または住民登録証の両面の写し（韓国以外の国籍の方は、外国人登録証の両面の写し）
- ⑤受付済証
- ⑥申請理由書

- ⑦日本側受入機関からの招聘理由書（PDF）
- ⑧日本側受入機関からの身元保証書（PDF）
- ⑨日本側受入機関からの滞在予定表（PDF）
- ⑩その他渡航目的を証する書類

（注）韓国籍を含む以下の国・地域籍を有する方については、次の書類の提出を省略することができます。

【観光以外の短期滞在】

日本側受入機関からの招聘理由書、身元保証書、滞在予定表、会社登記簿謄本（または「会社四季報」の写し）

【観光】

旅行業者等が作成した書面（ツアー概要、参加者リスト、旅行日程表及び受け入れを行う日本側旅行業者等の連絡先、添乗員の在職証明書・連絡先が確認できるもの）

• **アジア・大洋州**

インドネシア、オーストラリア、韓国、シンガポール、タイ、台湾、香港、マカオ、ニュージーランド、ブルネイ、マレーシア

• **北米・中南米**

アルゼンチン、ウルグアイ、エルサルバドル、カナダ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、チリ、ドミニカ共和国、バハマ、バルバドス、米国、ペルー、ホンジュラス、メキシコ、グアテマラ

• **欧州**

アイスランド、アイルランド、アンドラ、イタリア、英国、オーストリア、オランダ、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、ポーランド、マルタ、モナコ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、エストニア、スロバキア、ブルガリア

• **中東**

アラブ首長国連邦、イスラエル、トルコ

• **アフリカ**

チュニジア、モーリシャス、レソト

【長期滞在（就労、留学等）】

- ①査証申請書（[英語](#)／[韓国語](#)）
- ②写真 1 枚（6 ヶ月以内に撮影されたもの。縦 45mm×横 35mm。頭頂から顎までが概ね 34mm）
- ③旅券及び身分事項頁の写し
- ④住民登録簿（抄）本、または住民登録証の両面の写し（韓国以外の国籍の方は、外国人登録証の両面の写し）
- ⑤受付済証
- ⑥在留資格認定証明書
- ⑦申立書（在留資格認定証明書の発行日から 3 ヶ月以上が経過している場合のみ）（[参考様式 1：就労・留学生用](#)、[参考様式 2：日本人の配偶者等、定住者等用](#)）

※2022年6月22日以降、留学生が査証申請する場合は、「ファストトラック」及び「Visit Japan Web」の利用に関する「確認書」2枚（本人用及び受入責任者用）が必要です（ただし、在留資格認定証明書申請時に提出した場合は不要）。

【日本語】[確認書（本人用）\[Word\]](#) [確認書（受入責任者用）\[Word\]](#)

【韓国語】[確認書（韓国語）\[Word\]](#)（本人用のみ。）

（参考）[出入国在留管理庁ホームページ](#)